## 高圧ガス保安法の省令等改正について(令和2年度以降)

参考資料1

番号	項目	対象法令等	改正の概要	措置
1	押印・署名廃止 (省令・告示)	<ul> <li>○容器保安規則</li> <li>○冷凍保安規則</li> <li>○液化石油ガス保安規則</li> <li>○一般高圧ガス保安規則</li> <li>○特定設備検査規則</li> <li>○コンピナート等保安規則</li> <li>○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令</li> <li>○国際相互承認に係る容器保安規則</li> <li>○登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づき高圧ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類</li> </ul>	押印を求めている手続等に関して押印を不要 とするための所要の規定等の整備を行うも の。	令和2年12月28日公布・ 施行
2	押印・署名廃止 (通達)	○高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて ○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について ○保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について ○一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について ○高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について ○高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規) ○高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて	押印を求めている手続等に関して押印を不要 とするための所要の規定等の整備を行うも の。	令和 2 年12月25日公布 令和 3 年 1 月 1 日施行
3	スーパー認定事業者 が行う軽微な変更の 工事の要件の拡充	○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○コンピナート等保安規則 ○高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規)	る許可を要する特定設備の変更の工事について、都道府県知事への届出で足りる軽微な変	令和2年2月22日公布・ 施行
4	法定点検への新技術活用の可能の明確化	<ul><li>○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</li><li>○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について</li><li>○コンピナート等保安規則の機能性基準の運用について</li></ul>	第一種製造者等の技術上の基準として求められている設備の使用開始時・終了時の点検及び1日に1回以上の日常点検について、ドローン、ロボット、センシング、AI等の新たな技術の活用が可能であること明確化したもの。	令和2年2月22日公布・ 施行
5	法定検査への新技術活用の可能の明確化	○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規)	各規則で定める完成検査及び保安検査の方法において、現行の規程においてもドローン、ロボット、センシング、AI等の新たな技術の活用は可能であることから、それを明確かしたもの。	令和2年3月2日公布・ 施行
6	法の適用除外エア ゾールの火炎長試験 方法の見直し等	<ul><li>○高圧ガス保安法施行令関係告示</li><li>○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規)</li></ul>	JISS 3301エアゾール製品等の試験方法の制定に伴い、告示で定めていた火炎長試験の方法を当該JISによることとしたもの。これに併せて、試験名称を「火炎長試験」から「火炎発生状態試験」に変更した。	令和3年3月公布・施行予 定

7	コールド・エバポ レータの定義見直し 等	○一般高圧ガス保安規則 ○高圧ガス保安協会規則 ○コンピナート等保安規則 ○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 ○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 ○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について ○コンピナート等保安規則の機能性基準の運用について ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規)	製造設備としてのコールド・エバポレータの 適用範囲を明確化するため定義の見直しを 行ったもの。	令和3年3月公布予定令和3年4月施行予定
8	特定不活性ガスの性 能規定化	○容器保安規則 ○冷凍保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○コンビナート等保安規則 ○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規)	特定不活性ガスの掲名による規定から定量的 な判定方法による規定(性能規定)に改める もの	令和3年3月公布・施行予 定
9	刻印方式の見直し等	○容器保安規則 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規)	超低温容器、金属ライナー製一般複合容器、液化石油ガス用一般複合容器における刻印の方法等について、アルミニウム箔への刻印等を一般的に認めるもの。	令和3年4月公布・施行予 定